

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
に当るときは、
その翌日)

目次

- ◇告 示 昭和四十六年八月上旬の暴風雨についての特別被害地域の区域の指定
- 種畜証明書の交付
- 鳥獣保護区の設定
- 土地改良事業計画の適否の決定
- 定例教育委員会の招集
- ◇教委告示

告 示

鳥取県告示第八百八十五号

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定置法（昭和三十年法律第百三十六号）第二条第五項第一号の規定に基づき、次とおり昭和四十六年八月上旬の暴風雨についての特別被害地域の区域を指定する。

昭和四十六年十月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

農業関係	一般農業者	郡名	市町村名	旧市町村名
"	西伯郡	八頭郡	船岡町	船岡町
"	会見町	河原町	河原町	国英村
"	米子市	"	"	西郷村
"	佐治村	八東町	"	散岐村
"	"	"	"	丹比村
"	"	"	"	八東村
"	"	"	"	安部村
"	賀野村	"	"	佐治村
"	尚徳村	"	"	尚徳村
"	手間村	"	"	賀野村

鳥取県告示第八百八十六号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の種畜証明書を次のとおり交付したので、同法第八条第二項の規定により告示する。

昭和四十六年十月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

種畜証明書番号	名 前	品 種	生 年 月 日	産 地	血 統	級 別	飼 養 者 住 所 氏 名
昭四六鳥取県臨 第一号	馨	黒毛和種	昭四五・六・四	日野郡日野町	父 吉光 母 第五ふくはな	三級	岩美郡岩美町 小谷 年秋
第二号	太	"	昭四五・四・三	八頭郡若桜町	父 第五気高 母 ゆりこ	"	八頭郡若桜町 津村 嘉一
第三号	亀吉	"	昭四五・五・五	用瀬町	父 気高 母 くらもと	"	"
第四号	第八平尾	"	昭四五・六・一五	智頭町	父 福気高 母 ひらお	"	智頭町 谷口 四郎
第五号	将啓	"	昭四五・七・一	"	父 気高 母 うめよし	"	中本郡家町 中本 秋義
第六号	松下	"	昭四五・五・一	倉吉市河米見	父 吉徳 母 第六まつした	"	倉吉市上古川 穴戸 忠博
第七号	吉田	"	昭四五・五・二〇	東伯郡大栄町	父 " 母 もりもと	"	東伯郡 松原 義春
第八号	吉広	"	昭四五・七・八	東伯町	父 " 母 まつばら	"	東伯郡東伯町 藤井 一明
第九号	川光	"	昭四五・七・一八	"	父 第四桑光 母 みよ	"	東伯郡東伯町 齊尾 晃
第一〇号	増尾	"	昭四五・七・二六	倉吉市下米積	父 吉徳 母 ますお 第六やまもと	"	倉吉市東町 松原 義春
第一号	久二	"	昭四五・六・一二	日野郡日野町	父 吉光 母 第二さかえ	"	遠藤 米田 巖
第二号	福光	"	昭四五・九・一	"	父 " 母 ふくひめ	"	東伯郡東郷町 飛村 常藏
第三号	第六吉治	"	昭四四・九・一〇	西伯郡西伯町	父 政光 母 よしじ	"	西伯郡西伯町 安部 貞紀
第一四号	吉孝	"	昭四五・二・六	米子市諏訪	父 吉光 母 第三ひろはな	"	"
第一五号	春三	"	昭四五・七・一	日野郡溝口町	父 " 母 まつ六	"	畑田 則彦

第一六号	朝 日	昭四五・七・二	江府町
第一七号	小 谷	昭四五・七・二二	昭 栄 一
第一八号	第二鵬玉	昭四五・八・五	よ ころ
			さ くら
			第十二栄光
			ばんざくら
			野 口
			安 部
			西伯町
			真 紀
			岸本町
			加 川
			深
			大山町
			宗 一 郎

鳥取県告示第八百八十七号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第八条ノ二第一項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則(昭和二十五年農林省令第百八号)第十八条の規定により告示する。

昭和四十六年十月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	区 域	存続期間及び面積
岩美鳥獣保護区	岩美郡福部村細川地内の国道九号如来橋西詰を基点とし、同基点から塩見川左岸を北方に下がり同河口から河口を右岸に渡り海岸線を北東方に進み、岩美郡岩美町網代田後、浦富、陸上海岸を経て鳥取県と兵庫県の県境に至り、同点から県境を南東方に進み、国鉄山陰本線陸上ずい道の真上に至り、同点から南西方にずい道を進み、国鉄山陰本線に至り、同鉄道線路を陸上鉄橋に向かつて進み、同鉄橋から県道陸上岩井線を北西方に進み、国道一七八号との交差	昭和四十六年十一月一日から昭和六十六年十月三十一日まで 二、五九〇ヘクタール

鳥取県告示第八百八十八号

昭和四十六年八月二十五日付で大河内土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(大河内地区農道舗装)事業については、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第六項において準用する同法第八條第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

東 郷 池 鳥獣保護区	東伯郡東郷町及び羽合町にまたがる東郷池の湖面	昭和四十六年十一月一日から昭和五十二年十月三十一日まで 四二七ヘクタール
	点に至り、同点から国道一七八号を南西方に進み、岩美町大谷地内の国道九号との交差点に至り、同点から国道九号を南西方に進み、基点に至る線に囲まれた一円の区域及び岩戸海岸から兵庫県境までの海岸汀線から一キロメートル以内の海面	

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十月三十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市大河内

大河内土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十六号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十六年十月二十九日

鳥取県教育委員会委員長 小 田 大 吉

一 日時 昭和四十六年十一月二日 午後一時

二 場所 鳥取市東町 県教育委員会委員室

三 議題 (1) 校長事務取扱の任命について

(2) その他

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】